

婚姻届

ヨルダン等外国の方式で婚姻された場合は、**婚姻成立日から3ヶ月以内**に在外公館に届出が義務付けられています。日本人同士の婚姻の場合は当事者の本籍地の長に直接送付して届け出することもできます。

(日本人同士の婚姻)

- 婚姻届 2～4通 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/pdfs/12konin.pdf>
 - 夫と妻の本籍地の市区町村が同じで、そのいずれか一方を新本籍とするとき 2通
 - ” 全く別の市町村に新本籍を設けるととき 3通
 - 夫と妻の本籍地の市区町村が異なり、そのいずれか一方を新本籍とするとき 3通
 - ” 全く別の市町村に新本籍を設けるととき 4通
 - 戸籍謄(抄)本 各々2通
 - 婚姻証明書(内務省発行) 原本1通
 - 同和訳文 婚姻届と同じ部数
- ※当事者が訳しても構いませんが、文末に誰が訳したのか氏名を明記してください。
- 証人の身分証明書(旅券または運転免許証のコピー) 1部

- ※ 上記のうち、婚姻証明書及び同和訳文はヨルダン式等外国の方式で婚姻した場合のみ必要です。
- ※ 婚姻成立後3ヶ月以内に届け出なかった場合、婚姻届と同じ部数の遅延理由書が必要になります。
- ※ 日本の方式で婚姻する場合は、届出用紙の証人欄に成人2名の署名、捺印(拇印)が必要です。
- ※ 日本の法令上婚姻可能な年齢は、男性は満18歳、女性は満16歳からです。

(当事者の一方が外国人の場合の婚姻)

- 婚姻届 2～3通 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/pdfs/12konin.pdf>
 - 日本人夫又は妻が従前の本籍地の市区町村と同じ市区町村に新本籍を設けるととき 2通
 - ” 全く別の市区町村に新本籍を設けるととき 3通
 - 戸籍謄(抄)本 1通
 - 婚姻証明書(内務省発行) 原本1通
 - 同和訳文 婚姻届と同じ部数
- ※ 当事者が訳しても構いませんが、文末に誰が訳したのか氏名を明記してください。
- 外国人の国籍を証明する書類(出生証明書又はパスポート) 1通
- ※ パスポートは婚姻成立時に有効なものが必要です。
- 上記和訳文 1通
 - 遅延理由書(婚姻成立後3ヶ月以内に届け出なかった場合) 1通

- 外国人との婚姻による氏(姓)の変更届 2～3通(婚姻届の枚数と同通) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/pdfs/31gaikonsi.pdf>
 - ※ 婚姻成立後6ヶ月以内に限り届け出ができます。
 - ※ 婚姻成立後6ヶ月を過ぎた後に変更する場合は、日本の家庭裁判所の許可が必要になります。
 - ※ 婚姻成立後6ヶ月を過ぎた後に変更する場合は、日本国外ではできません。